官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一〇二）　二
〔省　令〕
○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令（財務六九）　二
○国債規則の一部を改正する省令（同七〇）　二
〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一五一）　三
〔法規的告示〕
○災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件（内閣府一三六）　三
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（財務三三〇）　三
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働三一一）　三
○令和七管理年度における特定水産資源（ながすくじら）の採捕の停止に関する件（農林水産一九〇六）　三
○港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等の一部を改正する告示（国土交通一〇七〇）　四
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁三一）　五
〔その他告示〕
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務三九七）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一〇七一、一〇七二）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇七三）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇七四～一〇七八）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二七七、二七八）　九
○道路に関する件（中部地方整備局一〇八）　一〇
○浄化槽の型式を認定した件（同一〇九）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局一四二）　一〇
〔国会事項〕
内閣　内閣府　一〇
〔人事異動〕
内閣　内閣府　一〇
〔叙位・叙勲〕　一二
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一二
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効、建設業の許可の取消処分、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一三

府令

○内閣府令第百二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣　高市　早苗

令和七年十二月十七日

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画室及びデジタル市場企画調査室） **第三条**　［略］ ［2・3　略］ 4　デジタル市場企画調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に関すること（官房の所掌に属するものを除く。）。 5　［略］	（企画室及びデジタル市場企画調査室） **第三条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　デジタル市場企画調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に関すること。 5　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

省令

○財務省令第六十九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

財務大臣　片山さつき

歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（納入告知書の様式等） **第二十一条の六**　歳入徴収官が発する納入告知書及び納付書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書式によるものとする。 ［一～七　略］ 八　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十六条各項の規定により国に帰属した債権を徴収する場合の歳入金及び同法第七十九条の規定により徴収する過怠金並びにこれらに係る延滞金及び延納利子、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項若しくは第二項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定により納付を命じた課徴金及び同法第六十九条第二項（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第四十二条において準用する場合を含む。）の規定により徴収する延滞金並びにスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第十九条第一項の規定により納付を命じた課徴金に係る納入告知書及び納付書　別紙第四号書式及び別紙第四号の十一書式 九　［略］ 2　［略］	（納入告知書の様式等） **第二十一条の六**　歳入徴収官が発する納入告知書及び納付書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書式によるものとする。 ［一～七　同上］ 八　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十六条各項の規定により国に帰属した債権を徴収する場合の歳入金及び同法第七十九条の規定により徴収する過怠金並びにこれらに係る延滞金及び延納利子並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項若しくは第二項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定により納付を命じた課徴金及び同法第六十九条第二項の規定により徴収する延滞金に係る納入告知書及び納付書　別紙第四号書式及び別紙第四号の十一書式 九　［同上］ 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年十二月十八日から施行する。

○財務省令第七十号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

財務大臣　片山さつき

国債規則の一部を改正する省令

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四十条ノ二　登録国債ニ付テ信託ノ登録ヲ請求セムトスル者ハ第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ依ルノ外当該規定ニ依リ取扱店ニ提出スル書面ニ信託ノ登録ヲ請求スル旨ヲ記載シ受託者（信託行為（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第二項第三号ニ定ムルモノヲ除ク）ニ依リテ信託財産ニ属スルコトトサレタル登録国債ノ信託ノ登録ヲ請求セムトスルトキハ委託者及受託者次項ニ於テ同ジ）本人確認書類ヲ提示シ且左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ ［一～六　略］ 七　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号ニ規定スル公益信託デアルトキハ其ノ旨 ［八～十一　略］ ［②～④　略］	**第四十条ノ二**　登録国債ニ付テ信託ノ登録ヲ請求セムトスル者ハ第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ依ルノ外当該規定ニ依リ取扱店ニ提出スル書面ニ信託ノ登録ヲ請求スル旨ヲ記載シ受託者（信託行為（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第二項第三号ニ定ムルモノヲ除ク）ニ依リテ信託財産ニ属スルコトトサレタル登録国債ノ信託ノ登録ヲ請求セムトスルトキハ委託者及受託者次項ニ於テ同ジ）本人確認書類ヲ提示シ且左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ ［一～六　同上］ 七　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条ニ規定スル公益信託デアルトキハ其ノ旨 ［八～十一　同上］ ［②～④　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月十七日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一五一

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表総務省の部内部部局の項中「番号企画室長」を「電気通信設備エンジニア室長　番号企画室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「教員免許・研修企画室長」を削り、「教育財政室長　教員免許・研修企画室長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「ファイナンス室長」を「食料システム連携推進室長　ファイナンス室長」に、「肥料調整官」を「肥料調整官　有機農業推進調整官」に改める。

別表備考第一項中「令和七年八月三十一日」を「令和七年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第百三十六号

災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件（平成十二年総理府告示第六十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

「こども家庭庁」を「こども家庭庁　デジタル庁」に改める。

○財務省告示第三百三十号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和七年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月十七日

財務大臣　片山さつき

七十八を削り、七十九を七十八とし、八十から百四十までを一ずつ繰り上げる。

○厚生労働省告示第三百十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。

令和七年十二月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第一		別表第一	
（略）	（略）	（略）	（略）
令和七年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）	年二十三・九八パーセント	（新設）	（新設）

○農林水産省告示第千九百六号

特定水産資源の採捕の停止に関する省令（令和二年農林水産省令第六十九号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）別紙2―47に規定するながすくじら母船式捕鯨業におけるながすくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。

○国土交通省告示第千七十号

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条の三第一項の規定に基づき、港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等の一部を改正する告示

港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等（令和六年国土交通省告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

港湾管理者	令和七年度使用料の額
函館市	四十万六千円
小樽市	三十三万四千円
室蘭市	七十万五千円
釧路市	四十一万八千円
網走市	三十一万六千円
留萌市	三十二万八千円
稚内市	三十二万二千円
紋別市	三十一万七千円
根室市	三十一万六千円
広尾町	三十二万五千円
苫小牧港管理組合	百五十五万九千円
石狩湾新港管理組合	六十八万五千円
青森県	八十五万六千円
岩手県	八十六万千円
宮城県	百五十三万六千円
秋田県	八十三万円
山形県	六十五万二千円
福島県	七十九万二千円
茨城県	百十一万千円
千葉県	二百三十一万五千円
東京都	百八十二万三千円
横浜市	二百六万五千円
川崎市	百六十四万円
横須賀市	三十七万三千円
新潟県	百四十四万四千円
富山県	百三十二万七千円
石川県	七十六万二千円
福井県	六十七万六千円
静岡県	百五十九万七千円
愛知県	九十万七千円
名古屋港管理組合	百九十三万七千円
三重県	七十一万七千円
四日市港管理組合	百六十四万五千円
京都府	六十五万七千円
大阪府	百七十四万千円
大阪市	百六十一万八千円
兵庫県	百七十二万七千円
神戸市	百八十一万四千円
和歌山県	百四十六万三千円
鳥取県	六十三万三千円
境港管理組合	六十七万五千円
島根県	七十七万七千円
岡山県	百八十五万千円
広島県	百七十五万二千円
呉市	三十三万千円
山口県	二百三十二万二千円
下関市	七十万五千円
徳島県	七十三万七千円
香川県	六十六万四千円
坂出市	四十三万二千円
新居浜港務局	三十五万五千円
愛媛県	百六万円

今治市	三十三万千円
高知県	八十三万八千円
福岡県	九十四万七千円
北九州市	百六十六万千円
福岡市	百六十一万八千円
佐賀県	七十四万八千円
長崎県	九十九万九千円
佐世保市	三十三万九千円
熊本県	八十四万七千円
大分県	百四十四万六千円
宮崎県	八十四万二千円
鹿児島県	九十六万円
沖縄県	七十二万七千円
石垣市	三十四万八千円
宮古島市	三十四万七千円
那覇港管理組合	八十四万千円

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第三十一号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十七日　海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 特殊警備救難艇 番号　船名 （略） SS12　ぱるさあ SS13　たうらす （略）	別表 （略） 特殊警備救難艇 番号　船名 （略） SS12　ぱるさあ （略）
SS65　りんくす （略）	SS65　りんくす SS66　たうらす （略）

附　則

この告示は、令和七年十二月十八日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三百九十七号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年十二月二日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年十二月十七日　総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　セイコータイムスタンプサービス

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　fc54　dc2c　95e1　fbf0　a82b　f546　1422　c379　f7a5　dd74

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　c922　e7a3　a586　5a6e　057a　8392　e2c5　4446　6353　201c　2440　c71e　a560　3ff6　b38a　0a3c

4　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　8040001079502

5　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　セイコーソリューションズ株式会社

6　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Seiko Solutions Inc.

7　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　千葉県千葉市美浜区中瀬１－８

○国土交通省告示第千七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

望原谷一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を宮崎県都城市御池町五三九二番九〇と同五三九二番二〇六及び同五三九二番八九と同五三九二番二〇四との筆界に沿って結んだ線、標柱二号から十四号までを順次結んだ線、標柱十四号と十五号を宮崎県都城市御池町五三四八番六二〇及び同六二二の道路敷に沿って結んだ線、標柱十五号から十八号までを順次結んだ線、標柱十八号と標柱十九号を平成八年建設省告示第千三百三十号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十九号と標柱二十号を結んだ線、標柱二十号と二十一号を宮崎県都城市御池町五三九二番四二の筆界に沿って結んだ線、標柱二十一号と標柱二十二号を結んだ線、標柱二十二号と二十三号を宮崎県都城市御池町五三九二番一二八の道路敷に沿って結んだ線、標柱二十三号から二十五号までを順次結んだ線、標柱二十五号と二十六号宮崎県都城市御池町五三九二番一九六と同五三九二番八八の筆界に沿って結んだ線、標柱二十六号と二十七号を結んだ線、標柱二十七号と標柱二十八号を宮崎県都城市御池町五三九二番一四四と同五三九二番一四三、同五三九二番二〇五と同五三九二番一七、同五三九二番一八、同五三九二番一三三、同五三九二番七八、同五三九二番二〇七、同五三九二番二〇七と同五三九二番二〇六の筆界に沿って結んだ線及び標柱一号と標柱二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市御池町
五三九二番二〇六　一号
五三九二番八九　二号から四号まで
五三四八番二一五　五号
道　六号
五三四八番九〇　七号
五三四八番一五〇　八号
五三四八番一四九　九号から十一号まで
五三四八番六二〇　十二号から十四号まで
五三四八番六二五　十五号
五三四八番一四六　十六号から十八号まで
五三九二番八七　十九号から二十二号まで
五三九二番一二八　二十三号及び二十四号
五三九二番一九六　二十五号及び二十六号
五三九二番八八　二十七号
五三九二番二〇六　二十八号

○国土交通省告示第千七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

皇子川一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田猪之尾国有林二〇八五林班い小班と同に小班の小班界に沿って結んだ線、標柱二号から二十号までを順次結んだ線、標柱二十号と二十一号を平成三十年国土交通省告示第千二百三十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十一号から四十号までを順次結んだ線、標柱四十号と四十一号を宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田猪之尾国有林二〇八五林班ほ小班と同町大字蒲牟田字宇津木五七一二番五一六、五七一二番五一五、五七一二番五一四との筆界に沿って結んだ線、標柱四十一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十三号を平成二十九年国土交通省告示第五百六十三号で指定した同号二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田
猪之尾国有林　一号及び二号
二〇八五林班　に小班　三号から十一号まで
い小班　十二号から二十号まで
は小班
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田
字狭野　三番一三三　二十一号から二十九号まで
猪之尾国有林
二〇八五林班　ニ一小班　三十号、三十一号及び三十四号から三十七号まで
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田
字宇津木　五一七二番五一七　三十八号
字宇津木　五一七二番五一六　三十九号
猪之尾国有林
二〇八五林班　ほ小班　三十二号、三十三号及び四十号から四十三号まで

○国土交通省告示第千七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒川内川

二　砂防法第二条の土地の表示

平成八年建設省告示第千三百三十号で指定した同号十二（ロ）に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

文殊一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県本巣市文殊及び岐阜市西秋沢の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°29′57.9974″	136°41′27.8267″
2	35°29′59.0127″	136°41′27.1986″
3	35°29′58.5600″	136°41′26.2325″
4	35°29′58.1852″	136°41′24.4968″
5	35°29′58.2967″	136°41′24.3614″
6	35°29′59.1609″	136°41′24.9590″
7	35°29′59.7723″	136°41′24.1523″
8	35°30′00.0221″	136°41′24.2914″
9	35°30′00.5705″	136°41′26.0218″
10	35°29′59.9632″	136°41′27.7646″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県高山市朝日町西洞の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線、三点と四点を令和三年国土交通省告示第百九十五号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、四点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第千百七十一号で指定した西洞谷に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36°00′34.8701″	137°22′17.3748″
2	36°00′35.2531″	137°22′16.1606″
3	36°00′34.4712″	137°22′14.1537″
4	36°00′35.1522″	137°22′14.2519″
5	36°00′35.2788″	137°22′14.5693″
6	36°00′35.6999″	137°22′15.3046″
7	36°00′35.6584″	137°22′16.8954″
8	36°00′35.2049″	137°22′17.6823″

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

境谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県瑞浪市陶町猿爪及び同市陶町水上の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°19′10.1729″	137°19′18.5539″
2	35°19′10.0635″	137°19′18.5686″
3	35°19′09.7152″	137°19′18.6155″
4	35°19′09.1808″	137°19′18.6629″
5	35°19′09.2522″	137°19′19.2445″
6	35°19′09.0066″	137°19′19.2817″
7	35°19′08.9293″	137°19′18.9981″
8	35°19′08.8715″	137°19′18.8676″
9	35°19′08.7791″	137°19′18.7701″
10	35°19′08.7152″	137°19′18.7379″
11	35°19′08.4463″	137°19′18.6676″
12	35°19′06.9547″	137°19′19.4019″
13	35°19′06.5057″	137°19′19.3875″
14	35°19′05.7120″	137°19′18.8038″
15	35°19′05.6007″	137°19′18.2213″
16	35°19′06.3667″	137°19′16.2997″
17	35°19′07.2538″	137°19′16.4972″
18	35°19′07.7098″	137°19′17.8883″
19	35°19′08.7029″	137°19′17.9451″
20	35°19′09.0785″	137°19′17.5726″
21	35°19′09.4345″	137°19′17.6736″
22	35°19′09.8628″	137°19′18.3424″
23	35°19′10.1567″	137°19′18.3246″

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小川谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十年内務省告示第四百五号で指定した土地の区域を除く。）
岐阜県下呂市小川
字大コバ　八〇二番一〇　一号
八〇二番九二　二号
八〇二番九一　三号
八一八番一　四号
八一四番　五号
八一八番三　六号
八一二番三　七号
七九七番三一　八号及び九号
七九七番三二　十号から十三号まで
七九七番三三　十四号
地先水路敷
ロ　次に掲げる土地に存する標柱十五号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十五号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十年内務省告示第四百五号で指定した東又谷に掲げる土地の区域及び昭和十九年内務省告示第二百五号で指定した土地の区域を除く。）
字大コバ　八〇二番二　十五号
地先水路敷
八〇二番二　十六号から十八号まで
七九八番　二十号
七九七番一　二十一号及び二十二号
字シチゾレ　七九五番三九　十九号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小瀬ヶ洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
岐阜県郡上市八幡町小野の区域内の土地のうち、次の一点から三十四点までを順次結んだ線及び一点と三十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°45′27.0814″	136°58′09.4995″
2	35°45′27.4972″	136°58′09.0920″
3	35°45′27.9569″	136°58′08.6270″
4	35°45′28.5610″	136°58′09.0049″
5	35°45′28.5311″	136°58′08.0608″
6	35°45′28.7180″	136°58′07.8446″
7	35°45′28.7351″	136°58′07.5362″
8	35°45′29.1095″	136°58′07.1584″
9	35°45′29.3710″	136°58′06.8842″
10	35°45′29.3530″	136°58′06.5884″
11	35°45′28.4532″	136°58′06.6464″
12	35°45′28.3614″	136°58′06.3279″
13	35°45′28.4692″	136°58′05.8137″
14	35°45′29.5373″	136°58′05.2441″
15	35°45′29.9061″	136°58′04.0424″
16	35°45′30.3846″	136°58′03.4526″
17	35°45′30.9237″	136°58′04.0792″
18	35°45′31.4471″	136°58′05.0557″
19	35°45′32.7567″	136°58′03.8423″
20	35°45′32.9554″	136°58′03.8825″
21	35°45′31.8059″	136°58′06.0476″
22	35°45′33.1884″	136°58′06.6319″
23	35°45′34.8538″	136°58′06.4700″
24	35°45′35.6279″	136°58′06.1294″
25	35°45′35.0472″	136°58′06.7639″
26	35°45′32.4893″	136°58′07.9162″
27	35°45′30.9668″	136°58′07.4993″
28	35°45′30.5263″	136°58′07.9627″
29	35°45′29.6755″	136°58′07.3121″
30	35°45′29.5570″	136°58′09.2853″
31	35°45′29.1865″	136°58′10.1560″
32	35°45′28.5741″	136°58′10.2170″
33	35°45′28.0599″	136°58′09.4649″
34	35°45′27.4374″	136°58′09.9674″

○国土交通省告示第千七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
内牧東下沢
二　砂防法第二条の土地の表示
静岡県静岡市葵区幸庵新田及び同市葵区内牧の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°01′26.1449″	138°20′49.2183″
2	35°01′29.0493″	138°20′46.8579″
3	35°01′30.2828″	138°20′46.6631″
4	35°01′33.0598″	138°20′49.3009″
5	35°01′29.7746″	138°20′53.4213″
6	35°01′27.7919″	138°20′54.4272″
7	35°01′26.6217″	138°20′53.0317″
8	35°01′26.2744″	138°20′51.4222″
9	35°01′24.6705″	138°20′51.2310″
10	35°01′24.9778″	138°20′50.9151″
11	35°01′25.5318″	138°20′50.7392″
12	35°01′25.6510″	138°20′50.4846″
13	35°01′25.7098″	138°20′50.3024″
14	35°01′26.1952″	138°20′50.1075″

○国土交通省告示第千七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
真名井川
二　砂防法第二条の土地の表示
京都府宮津市大垣、同市江尻、同市中野、同市成相寺及び同市難波野の区域内の土地のうち、次の一点から四十九点までを順次結んだ線及び一点と四十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第四百五十五号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°35′06.9562″	135°11′53.5929″
2	35°35′07.8113″	135°11′52.8719″
3	35°35′07.7874″	135°11′51.5614″
4	35°35′08.5316″	135°11′51.2807″
5	35°35′09.7906″	135°11′51.6670″
6	35°35′11.0623″	135°11′51.3497″
7	35°35′11.8662″	135°11′51.2161″
8	35°35′12.9771″	135°11′51.8709″
9	35°35′13.4530″	135°11′51.7462″
10	35°35′13.7097″	135°11′51.2906″
11	35°35′13.9521″	135°11′51.2645″
12	35°35′14.6752″	135°11′50.1925″
13	35°35′14.8219″	135°11′48.6138″
14	35°35′15.0248″	135°11′47.0444″

15	35° 35′ 15.1933″	135° 11′ 46.0730″
16	35° 35′ 16.0547″	135° 11′ 44.8845″
17	35° 35′ 16.7148″	135° 11′ 44.1494″
18	35° 35′ 17.4822″	135° 11′ 42.8680″
19	35° 35′ 18.5887″	135° 11′ 42.0375″
20	35° 35′ 19.5636″	135° 11′ 40.9885″
21	35° 35′ 19.6765″	135° 11′ 40.1658″
22	35° 35′ 20.2661″	135° 11′ 39.2177″
23	35° 35′ 20.6550″	135° 11′ 39.4180″
24	35° 35′ 20.5435″	135° 11′ 41.0010″
25	35° 35′ 20.1377″	135° 11′ 42.5103″
26	35° 35′ 19.3715″	135° 11′ 43.2454″
27	35° 35′ 19.3909″	135° 11′ 43.4826″
28	35° 35′ 20.6683″	135° 11′ 43.7636″
29	35° 35′ 21.7619″	135° 11′ 44.1385″
30	35° 35′ 21.6292″	135° 11′ 44.8348″
31	35° 35′ 20.5008″	135° 11′ 44.6781″
32	35° 35′ 19.2033″	135° 11′ 44.7152″
33	35° 35′ 18.5127″	135° 11′ 44.4939″
34	35° 35′ 17.8766″	135° 11′ 45.8789″
35	35° 35′ 17.9848″	135° 11′ 46.5006″
36	35° 35′ 17.7802″	135° 11′ 47.2545″
37	35° 35′ 16.5430″	135° 11′ 47.7349″
38	35° 35′ 15.8982″	135° 11′ 49.1139″
39	35° 35′ 15.2154″	135° 11′ 50.4651″
40	35° 35′ 14.4344″	135° 11′ 51.7342″
41	35° 35′ 13.3626″	135° 11′ 52.6304″
42	35° 35′ 12.1415″	135° 11′ 53.1687″
43	35° 35′ 11.1815″	135° 11′ 53.3664″
44	35° 35′ 10.3979″	135° 11′ 53.7490″
45	35° 35′ 09.2946″	135° 11′ 54.5858″
46	35° 35′ 08.6997″	135° 11′ 54.7837″
47	35° 35′ 08.3666″	135° 11′ 54.5369″
48	35° 35′ 07.3609″	135° 11′ 54.5109″
49	35° 35′ 06.8856″	135° 11′ 54.3827″

○国土交通省告示第千七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小田川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺の区域内の土地のうち、次の一点から四十点までを順次結んだ線及び一点と四十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第二千三十三号で指定した小田川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 03′ 43.9582″	131° 09′ 43.1326″
2	33° 03′ 44.6273″	131° 09′ 42.8207″
3	33° 03′ 44.7739″	131° 09′ 42.7523″
4	33° 03′ 45.1967″	131° 09′ 42.4917″
5	33° 03′ 45.3662″	131° 09′ 42.5708″
6	33° 03′ 45.4173″	131° 09′ 42.6896″
7	33° 03′ 45.3837″	131° 09′ 42.7576″
8	33° 03′ 45.8861″	131° 09′ 43.1003″
9	33° 03′ 46.3474″	131° 09′ 43.5016″
10	33° 03′ 46.0997″	131° 09′ 44.7931″
11	33° 03′ 46.5120″	131° 09′ 44.9449″
12	33° 03′ 46.6242″	131° 09′ 44.9863″
13	33° 03′ 47.1094″	131° 09′ 44.8951″
14	33° 03′ 47.4888″	131° 09′ 45.0845″
15	33° 03′ 47.9264″	131° 09′ 45.1239″
16	33° 03′ 48.2356″	131° 09′ 45.2700″
17	33° 03′ 48.3788″	131° 09′ 45.3637″
18	33° 03′ 48.6238″	131° 09′ 45.6684″
19	33° 03′ 49.0187″	131° 09′ 46.6059″
20	33° 03′ 49.2481″	131° 09′ 46.8778″
21	33° 03′ 49.5562″	131° 09′ 47.5554″
22	33° 03′ 49.6603″	131° 09′ 47.8548″
23	33° 03′ 49.8564″	131° 09′ 48.1710″
24	33° 03′ 50.0735″	131° 09′ 48.3761″
25	33° 03′ 50.0712″	131° 09′ 48.9011″
26	33° 03′ 43.5678″	131° 09′ 46.7052″
27	33° 03′ 42.5026″	131° 09′ 46.9268″
28	33° 03′ 42.3563″	131° 09′ 46.9183″
29	33° 03′ 42.3494″	131° 09′ 46.2860″
30	33° 03′ 42.3890″	131° 09′ 45.8166″
31	33° 03′ 42.3827″	131° 09′ 45.5976″
32	33° 03′ 42.5272″	131° 09′ 45.0066″
33	33° 03′ 42.7536″	131° 09′ 44.7636″
34	33° 03′ 42.6173″	131° 09′ 44.4597″
35	33° 03′ 42.5331″	131° 09′ 44.4286″
36	33° 03′ 42.4787″	131° 09′ 44.3021″
37	33° 03′ 42.5055″	131° 09′ 44.2073″
38	33° 03′ 42.5294″	131° 09′ 44.0697″
39	33° 03′ 42.9020″	131° 09′ 43.7310″
40	33° 03′ 42.5170″	131° 09′ 42.6494″

○国土交通省告示第千七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

十石川

二　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県枕崎市東鹿篭の区域内の土地のうち、次の一点から三十点までを順次結んだ線及び一点と三十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31° 18′ 43.5529″	130° 17′ 42.9637″
2	31° 18′ 44.1291″	130° 17′ 43.2611″
3	31° 18′ 44.3489″	130° 17′ 43.5387″
4	31° 18′ 46.8923″	130° 17′ 45.4404″
5	31° 18′ 47.8983″	130° 17′ 46.6868″
6	31° 18′ 48.6965″	130° 17′ 47.9603″
7	31° 18′ 48.6949″	130° 17′ 49.8171″
8	31° 18′ 48.0752″	130° 17′ 51.7124″
9	31° 18′ 48.0567″	130° 17′ 53.5233″
10	31° 18′ 49.3140″	130° 17′ 55.3126″
11	31° 18′ 48.7506″	130° 17′ 56.0802″
12	31° 18′ 47.5863″	130° 17′ 57.1793″
13	31° 18′ 46.7325″	130° 17′ 57.2409″
14	31° 18′ 45.9889″	130° 17′ 56.7103″
15	31° 18′ 45.5274″	130° 17′ 56.6429″
16	31° 18′ 44.6419″	130° 17′ 57.2133″
17	31° 18′ 42.0975″	130° 17′ 57.2716″

18	31°18′41.4173″	130°17′56.9831″
19	31°18′41.3558″	130°17′56.1807″
20	31°18′40.8427″	130°17′54.8696″
21	31°18′40.5779″	130°17′53.3790″
22	31°18′40.8849″	130°17′52.4225″
23	31°18′40.7491″	130°17′51.2955″
24	31°18′40.9286″	130°17′49.9183″
25	31°18′40.3673″	130°17′48.5974″
26	31°18′40.3732″	130°17′47.6008″
27	31°18′40.1276″	130°17′46.7108″
28	31°18′40.1563″	130°17′45.9051″
29	31°18′40.6860″	130°17′44.7345″
30	31°18′41.6249″	130°17′43.7799″

○防衛省告示第二百七十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十七日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月二十二日から同月二十六日までの間、毎日〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十七日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月二十二日から同月二十六日までの間、毎日〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十七日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
御殿場市二枚橋字西ノ久保四三四番一から同市神場字徳右エ門畑一二五六番三まで	二一・〇九～九六・三四	二一・〇九～九六・三四	前	六・一二〇	六・一二〇
			後	六・一二〇	六・一二〇

メートル　キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和七年十一月二十一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年十二月十七日

中部地方整備局長　森本　輝

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：接触ろ床方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称	認定番号	浄化槽の名称
愛知県名古屋市中区丸の内一丁目16番15号名古屋シミズ富国生命ビル14階　フジクリーン㈱ 代表取締役社長　後藤　雅司	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691―2　フジクリーン㈱　那須工場 福岡県飯塚市綱分1471―7　フジクリーン㈱　飯塚工場	5―25―H―003	フジクリーンプラント　ＰＶＩ―102Ｃ～500Ｃ型
〃	〃	―1	〃　ＰＶＩ―102Ｅ～500Ｅ型
〃	〃	―2	〃　ＰＶＩ―501Ｇ～1600Ｇ型
〃	〃	―3	〃　ＰＶＩ―501Ｉ～1600Ｉ型
〃	〃	―4	〃　ＰＶＩ―153Ｋ～500Ｋ型
〃	〃	―5	〃　ＰＶＩ―153Ｍ～500Ｍ型
〃	〃	―6	〃　ＰＶＩ―501Ｏ～2400Ｏ型
〃	〃	―7	〃　ＰＶＩ―501Ｑ～2400Ｑ型
〃	〃	―8	〃　ＰＶＩ―204Ｓ～500Ｓ型
〃	〃	―9	〃　ＰＶＩ―501Ｕ～3200Ｕ型
〃	〃	―10	〃　ＰＶＩ―255Ｗ～500Ｗ型
〃	〃	―11	〃　ＰＶＩ―501Ｙ～4000Ｙ型
〃	〃	―12	〃　ＰＶＩ―102Ｄ～500Ｄ型
〃	〃	―13	〃　ＰＶＩ―102Ｆ～500Ｆ型
〃	〃	―14	〃　ＰＶＩ―501Ｈ～1600Ｈ型
〃	〃	―15	〃　ＰＶＩ―501Ｊ～1600Ｊ型
〃	〃	―16	〃　ＰＶＩ―153Ｌ～500Ｌ型
〃	〃	―17	〃　ＰＶＩ―153Ｎ～500Ｎ型
〃	〃	―18	〃　ＰＶＩ―501Ｐ～2400Ｐ型
〃	〃	―19	〃　ＰＶＩ―501Ｒ～2400Ｒ型
〃	〃	―20	〃　ＰＶＩ―204Ｔ～500Ｔ型
〃	〃	―21	〃　ＰＶＩ―501Ｖ～3200Ｖ型
〃	〃	―22	〃　ＰＶＩ―255Ｘ～500Ｘ型
〃	〃	―23	〃　ＰＶＩ―501Ｚ～4000Ｚ型

○九州地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
多久市北多久町大字多久原二七五一番一から小城市三日月町久米一本四一三五五番一まで	前	A　七・五〇～三七・九六メートル　一〇・一五二キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　七・五〇～三七・九六メートル　一〇・一五二キロメートル B・C　二三・〇〇～一一三・六五メートル　四・八三七キロメートル B・C　二三・〇〇～一一三・六五メートル　四・八三七キロメートル D　二一・一五～八五・九三メートル　二・四五五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

十二月十五日議員から提出した議案は次のとおりである。

障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案（森ようすけ外一名提出）

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（米山隆一外七名提出）

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（橘慶一郎外八名提出）

質問書転送

十二月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問主意書

米国関税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問主意書

国立大学における外国人留学生の学費値上げに関する質問主意書

医薬品安定供給と医薬品製造にかかる専門人材育成に関する質問主意書

未成年の犯罪被害防止に関する質問主意書

ＮＨＫのサステナビリティについての取組に関する質問主意書

国民の主食である米の需給及び価格安定に関する質問主意書

令和七年三月三十一日に厚生労働省が発表した「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」にかかる政府のその後の対応に関する質問主意書

病床数に係る制度の事実確認に関する質問主意書

更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問主意書

生成ＡＩを用いた創作物の著作物性の判断に関する質問主意書

ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）評価書及び対策に関する再質問主意書

日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問主意書

補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問主意書

ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問主意書

刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問主意書

円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問主意書

女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問主意書

タクシーの運賃改定に関する質問主意書

文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問主意書

使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問主意書

六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問主意書

「責任ある積極財政」に関する質問主意書

会議

十二月十六日（火曜日）午後一時　本会議

参議院

会議

十二月十六日（火曜日）午後四時　本会議

議案受領（予備審査）

十二月十五日衆議院から次の議案が送付された。

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案（田中健外一名提出）（衆第一六号）

議案付託

十二月十五日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

高次脳機能障害者支援法案（衆第一〇号）

厚生労働委員会に付託

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一四号）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）

議院運営委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六号）

内閣委員会に付託

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

総務委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）

法務委員会に付託

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

外交防衛委員会に付託

質問主意書提出

十二月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

公用車に搭載されたカーナビのＮＨＫ受信料に関する再質問主意書（石垣のりこ提出）（第七一号）

質問主意書転送

十二月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

ディープフェイク広告対策に関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第六一号）

米軍関係者による犯罪に係る通報手続及び再発防止対策に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第六二号）

高市内閣総理大臣の所信表明演説における外交・安全保障に係る発言に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第六三号）

大阪・関西万博における工事費等の未払被害等の救済及び責任糾明に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第六四号）

ミャンマー軍事政権が引き起こす人道問題への我が国の対応に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第六五号）

人事異動

内閣

特命全権大使　丸山　則夫

同　南　博

願に依り本官を免ずる（各通）（十二月十二日）

○厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　松本　洋平

厚生労働大臣上野賢一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十二月十三日）

○厚生労働大臣臨時代理解職
　国務大臣　松本　洋平
厚生労働大臣上野賢一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十二月十四日）

（経済産業省経済産業政策局産業構造課長）経済産業事務官　中村　智
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（十二月十五日）

内閣府

中原　亮一
証券取引等監視委員会委員長に任命する
加藤さゆり
（高田さゆり）
橋本　尚
証券取引等監視委員会委員に任命する（各通）（以上十二月十三日）

叙位・叙勲

○叙位

（名古屋大学名誉教授）
水谷伸治郎
水口　道夫
従四位に叙する（各通）
大内　久雄
正五位に叙する
鎌倉　利隆
寺西　忠幸
従五位に叙する（各通）
奥田　省一
相馬　貞夫　成瀬　惇朗
正六位に叙する（各通）
今尾　孝夫
菊地　正紀
戸崎　雅文
村井　達
従六位に叙する（各通）
木村　孝子
生井澤　尚
正七位に叙する（各通）
（千葉県警部）
杉安　元樹
真下　純夫
従七位に叙する（各通）（以上十一月十日）
（新潟大学名誉教授）
熊西　敏郎
従四位に叙する
吉田　豊
正五位に叙する（各通）
奥村　繁雄
田原　清孝
従五位に叙する（各通）
水野　紘
吉田　幸民
正六位に叙する（各通）
大田　友一
馬場　重利
従六位に叙する（各通）
（埼玉県巡査部長）
高橋　祐貴
正七位に叙する
村上　貢
従七位に叙する（各通）（以上十一月十一日）
三浦　正司
正五位に叙する（各通）
三浦　隆
従五位に叙する（各通）
東海林康邦
正六位に叙する（各通）
東　増夫
岡田　浩二　武田　恭一
長友　充廣　山室　和生
従六位に叙する（各通）
癸生川　博
正七位に叙する（各通）
西崎　和夫
従七位に叙する（以上十一月十二日）
芝　博一
従三位に叙する（十一月十五日）

○叙勲

河合　恭弘
富澤　孝明
旭日単光章を授ける（各通）（十一月十一日）
久野　文夫
旭日単光章を授ける（十一月十二日）
（名古屋大学名誉教授）
水谷伸治郎
瑞宝中綬章を授ける
植松　和夫
村井　達
瑞宝小綬章を授ける（各通）
秋山　泰輔
内田　衛
大格　秀夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
今尾　孝夫
濱口　裕
真下　純夫
柳町　宇一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十日）
（新潟大学名誉教授）
熊西　敏郎
瑞宝中綬章を授ける
浅見　伯喜
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　俊三
内田　政三
高橋　信夫
水野　紘
宮坂　芳文
山下　清臣
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十一月十一日）
運天　克子
岡田　浩二
癸生川　博
長友　充廣
三浦　正司
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐々木勝美
西崎　和夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、バーレーンの国祭日につき、十二月十五日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から十一月七日カンボジア国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十日御答信があった。

天皇陛下から九月十九日マルタ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十六日御答信があった。

御答電

天皇陛下から十一月十四日ベルギー国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十一日御答電があった。

天皇陛下から十一月十九日オマーン国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十二月三日御答電があった。

官庁事項

官庁報告

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　越谷市大成町六丁目五九番三から埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東四四五番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十八日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

備考

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年12月16日をもって満了した。

令和７年12月17日

人事院人材局企画課長　澤田　晃一

記

2024年度航空保安大学校学生採用試験

公　告

諸事項

証票無効

所得．復興特別所得．贈与．消費．印紙．地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

令和６年７月10日交付　第令６―000000002号

八王子税務署　財務事務官　小俣　考広　名義分

令和７年11月27日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和７年12月17日　国　税　庁

国外財産調書

財産債務調書の提出に関する質問検査章

令和６年７月10日交付　第令６―000000002号

八王子税務署　財務事務官　小俣　考広　名義分

令和７年11月27日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和７年12月17日　国　税　庁

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月17日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年10月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社両羽　荒井　　修　山形県酒田市卸町２―７　国土交通大臣許可（般―02）第5660号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年10月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月17日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年11月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社建匠　石橋　良英　秋田県大仙市川目字町東91番地３　国土交通大臣許可（特―02）第28031号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年11月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年12月17日　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	ちば興銀カードサービス株式会社
本店の所在地	千葉県千葉市中央区本千葉町４番５号
登録番号	関東（ク）第62号
営業廃止年月日	令和７年10月31日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

破産手続開始

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２７号

埼玉県上尾市大字領家57番地１
清算株式会社　株式会社北上尾商事
代表清算人　御山　義明

１　決定年月日　令和７年12月４日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第２０９２号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　山室繊維株式会社
代表清算人　高橋　国臣
1　決定年月日　令和７年12月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第４号
滋賀県守山市守山４丁目13番７号
清算株式会社　株式会社メディケア
代表清算人　兼髙さおり
1　決定年月日　令和７年12月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０号
岡山県備前市西片上1293番地
清算株式会社　株式会社ＦＵＤ
代表清算人　マクドナルド吉延洋子
1　決定年月日　令和７年12月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３号
兵庫県伊丹市北河原４丁目２番15号
清算株式会社　株式会社マックス
代表清算人　西川　精一
1　決定年月日　令和７年12月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００１号
山形県米沢市城南４丁目３番16号
清算株式会社　株式会社フラスク
代表清算人　井上　　太
1　決定年月日　令和７年12月４日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙協定債権者目録記載の協定債権者（以下「協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額（確定日現在）を弁済する。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙）
協定債権者目録
債権者番号１
債権者名
神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町134番地
株式会社ブイ・テクノロジー
債権額
⑴　金220,500,000円
ただし、債権者が清算株式会社に対し、令和２年12月30日から令和７年７月４日までの間に順次貸し付けた貸金の残元金（合計額）
⑵　⑴に対する令和７年８月１日から完済まで年1.4％の割合による遅延損害金（債権者集会日である令和７年12月２日現在金1,048,734円）
以上
山形地方裁判所米沢支部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

			給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
		小規模個人再生による再生手続廃止	
			給与所得者等再生による再生計画認可
		給与所得者等再生による再生手続開始	

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　九頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　九頁

令和七年十二月十七日
茨城県ひたちなか市勝田中央一二番地一五
（甲）株式会社アーバンアーキテック
代表取締役　伊東　鐘賛
茨城県ひたちなか市勝田中央一二番一五号
第一田中ビル四Ｆ
（乙）株式会社介護カフェ
代表取締役　兼松　弘典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月十七日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月十七日
掲載頁　三頁

令和七年十二月十七日
埼玉県草加市青柳一丁目六番三九号
（甲）株式会社シーワン
代表取締役　小野澤淳一
埼玉県川口市西川口三丁目一番一四―八〇二号
（乙）Ｎｏｖｕｍ　Ｌａｒｍｅ株式会社
代表取締役　前島　則康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十九日
掲載頁　二〇二頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　一九九頁（号外第一三三号）

令和七年十二月十七日
千葉県船橋市習志野四丁目一一番一〇号
（甲）朋和産業株式会社
代表取締役　工藤　克彦
千葉県八千代市上高野一四三六―二
（乙）株式会社日商グラビア
代表取締役　山下　博正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十七日
東京都江東区有明一丁目四番一一―二〇一〇号
（甲）合同会社ＭＳマネージメント
代表社員　植田　聡
東京都江東区有明一丁目四番一一―二〇一〇号
（乙）合同会社ハイデマンド
代表社員　植田　知樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十七日
大阪府大阪市淀川区宮原一―一九―二三ステュディオ新御堂六〇六
（甲）合同会社Ｂｉｇ　Ｍｏｍ
代表社員　武藤　梓
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目一九番二三号六〇六号室
（乙）合同会社優光
代表社員　武藤　梓

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のすべての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二日
掲載頁　一四〇頁（号外第一五一号）

令和七年十二月十七日
大阪府大阪市北区芝田一丁目一六番一号
（甲）株式会社ウェルビーイング阪急阪神
代表取締役　石原　敏孝
大阪府大阪市北区芝田一丁目一六番一号
（乙）株式会社ライフデザイン阪急阪神
代表取締役　石原　敏孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＡｅｒｏＦｌｅｘ株式会社とします。

効力発生日は令和八年二月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十一月三十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十七日
茨城県つくば市吾妻二丁目五番地一つくばスタートアップパーク一階
合同会社ＡｅｒｏＦｌｅｘ
代表社員　堀井　樹

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十七日
東京都目黒区大橋二丁目四番八―二〇二号
ＮＫ渋谷コータース
合同会社シュリオール
代表社員　戸栗　充慶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十七日
東京都墨田区太平四丁目一一番一号ヴィレッタ・エム六〇一号
合資会社まるまプロダクション
代表社員　宮下　仁樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十七日
東京都渋谷区神泉町一〇番一五号アネックス神泉三〇一
合同会社ハチナナ
代表社員　冨田　大揮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十七日
大阪市東住吉区今川五丁目五番三一号
合同会社クローバーリンク
代表社員　大西　直毅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｂｕｆｆｙとします。効力発生日は令和八年二月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十二月九日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十七日
福岡市中央区天神二丁目三番一〇号天神パインクレスト六一五号室
ドリーム合同会社
代表社員　小濵　洋一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十七日

沖縄県那覇市識名一丁目八番一号

合資会社玉商

代表社員　玉城　直敬

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nagano-tokyu.co.jp/companyInfo/ir/notice/

令和七年十二月十七日

長野市南千歳一丁目一番地一

株式会社ながの東急百貨店

代表取締役　中村　宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一二〇頁（号外第二七二号）

令和七年十二月十七日

大阪市都島区都島本通三丁目二四番三号

株式会社里内

代表取締役　中村　泰之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月七日

東京都大田区東嶺町二三番七号

信越工業株式会社

代表取締役　天野　敏雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十七日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

アルテアエンジニアリング株式会社

代表取締役　堀田　邦彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十七日

横浜市港北区新横浜三丁目七番一八号

株式会社コマス

代表取締役社長　叶内　禎宏

株式併合につき通知公告

当社は株式四十一株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年一月八日です。

令和七年十二月十七日

東京都江東区亀戸六丁目八番五号

株式会社日比谷情報システム

代表取締役　中野　眞治

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月十八日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月十七日

山口県周南市大字徳山三四〇一番地の四

朝日商事株式会社

代表取締役　永木　勇

訂正公告

令和七年十一月二十八日（号外第二六二号）掲載の第八十六期決算公告（枠組）中、「取締役社長　中西　伸一」を「取締役社長　橋本　靖彦」に訂正します。

令和七年十二月十七日

東京都中央区銀座四丁目五番五号

株式会社ミキモト

取締役社長　橋本　靖彦

取消公告

令和七年十一月十七日（号外第二五二号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみを取消します。

令和七年十二月十七日

福岡県古賀市筵内八八四番一

ＪＳＷ株式会社

代表取締役　岡本　文廣

正誤

ページ	段	行	誤	正
五九	別表第8の様式中欄	3 50	53 1000	13 280
〃	〃	17 280		

令和七年一月三十一日（号外第十九号）公布経済産業省令第六号（消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

〃	別表第9の表示の様式中欄	H	19 100	41 1000
〃			43 125	47 250
〃			1 10	143 1000
〃			47 1000	47 1000
〃			143 1000	39 280
〃			47 250	103 560
〃			41 1000	11 280
〃			53 1000	13 280
〃			3 50	16 280
六〇				
〃			19 100	3 16
〃			43 125	187 560
〃			1 10	27 280
〃			47 1000	5 112
〃			143 1000	39 280
〃			47 250	103 560
〃			41 1000	11 280
〃	o	n	16 85	
〃			86 255	
〃			5 51	
〃			23 510	
〃			12 85	
〃			47 255	
〃			2 51	
〃			13 255	
〃			16 255	

令和七年十一月十四日（号外第二百五十一号）海上保安庁告示第二十九号（海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一六	終りから一	令和七年十一月十四日
		令和七年十一月二十一日

令和七年十二月三日官庁報告欄法務省告示配第百五十一号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

八二	一八	俊文伶
		俊文伶